

4. 特定中小企業者認定

4-1. 特定中小企業者認定概要(令和7年2月現在)

1. セーフティネット保証制度

この制度は、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。

この別枠の経営安定関連保証枠の申込みをするためには、中小企業信用保険法第2条第5項の各号（1号～8号）に規定する要件に該当し、事業所の所在地（法人の場合は登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地、個人の場合は事業実体のある事業所の所在地）を管轄する市町村長の認定を受ける必要があります。

経営安定関連保証1号～4号、6号成立：責任共有制度対象外 経営安定関連保証5号、7号、8号成立：責任共有制度対象

2. 保証限度額

(一般保証限度額)		(別枠保証限度額)
普通保証 2億円以内	+	普通保証 2億円以内(※)
無担保保証 8,000万円以内		無担保保証 8,000万円以内
無担保無保証人保証 1,250万円以内		無担保無保証人保証 1,250万円以内

(※ただし、6号認定（破綻金融機関関係）の場合は、3億円以内)

3. 留意事項（全制度共通）

- 認定書の差替え、訂正の場合は、事前に商工振興課までご連絡下さい。
(差替え、訂正の場合は、以前に発行した認定書を必ず持参してください。)
- 申請書は2部提出してください。(1部：認定書、1部：福井市控え)
- 本認定とは別に、金融機関及び保証協会による審査があります。
- 申請受付窓口は福井市役所商工振興課です。

●第1号関係（連鎖倒産防止）

(対象者)	次の①、②のうち、いずれかに該当する者
	① ・経済産業大臣が指定する再生手続開始申立等事業者に対して50万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権又は前渡金（商品、原材料等の購入のための前渡金をいう。）返還請求権を有していること。 （再生手続開始申立等事業者リストは中小企業庁のHPを参照）＜随時更新＞ http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_1gou.html
	② ・申請の時点において当該再生手続開始申立等事業者に対して50万円未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、申請者の全取引規模のうち、当該再生手続開始申立等事業者との取引規模が20%以上であること。
(提出書類)	【共通】 ・申請書(様式第1) 2部 ・登記事項証明書の写し（発行から3か月以内のもの） 1部 ※個人の場合は事業所所在地が確認できる資料（許認可証、確定申告書の1枚目等）
	【①に該当する場合】 ・当該再生手続開始申立等事業者に対する売掛金を確認できる資料 1部 裁判所届出資料、受取手形、取引先の支払通知書、売掛帳簿等、不渡り手形の写し等
	【②に該当する場合】 ・当該再生手続開始申立等事業者に対する取引依存度が確認できる資料 1部 倒産事由発生前直近（直近とは原則として前月）6か月以上の期間の倒産業者との取引額がわかる資料及び他の業者も含めて全取引額がわかる資料（原則として決算書類）。なお、この資料により取引額が確認できない場合は、月別残高試算表又は得意先別売上帳簿の写し （注）資料が整わない場合は直近の決算の期間でも結構です。また、取引期間が6か月に満たない場合は1か月以上の期間としても結構です。
(その他 注意事項)	・認定の対象となる事業者は、再生手続開始申立等事業者と直接取引を有する一次的な関連中小企業者に限ります。再生手続開始申立事業者が振り出した約束手形を裏書で入手したような二次、三次的な関連中小企業者は対象になりません。

●第2号関係（取引先企業の事業活動の制限）

(対象者)	次の①－(イ)－(1)、①－(イ)－(2)、①－(イ)－(3)、①－(ロ)－(1)、①－(ロ)－(2)、①－(ロ)－(3)、①－(ハ)－(1)、①－(ハ)－(2)、①－(ハ)－(3)、②のうち、いずれかに該当する者 (該当する事業活動の制限は中小企業庁のHPを参照)<随時更新> http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_2gou.html
	①－(イ)－(1) ・経済産業大臣が指定する事業活動の制限を行っている事業者(以下「指定事業者」という。)と直接取引を行っていて、申請者の総取引規模のうち、当該指定事業者との取引規模の割合が20%以上であり、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。
	①－(イ)－(2) ※創業者等要件1 (創業後1年1か月を経過しておらず、事業活動の制限を受けた月の直近3か月間に売上高を計上している場合) ・指定事業者と直接取引を行っていて、申請者の総取引規模のうち、当該指定事業者との取引規模の割合が20%以上であり、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が事業活動の制限を受ける直前3か月間における平均売上高等と比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が事業活動の制限を受ける直前3か月間における売上高等に比して10%以上減少することが見込まれること。
	①－(イ)－(3) ※創業者等要件2 (創業後1年1か月を経過しておらず、災害等が発生した月の直近3か月間に売上高がない場合) ・指定事業者と直接取引を行っていて、申請者の総取引規模のうち、当該指定事業者との取引規模の割合が20%以上であり、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が事業活動の制限を受けた直後3か月間における平均売上高等と比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が事業活動の制限を受けた直後3か月間における売上高等に比して10%以上減少することが見込まれること。
	①－(ロ)－(1) ・指定事業者と間接的な取引の連鎖の関係にある場合において、申請者の総取引規模に占める当該事業者関連の取引規模の割合が20%以上であるとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。
	①－(ロ)－(2) ※創業者等要件1 (創業後1年1か月を経過しておらず、事業活動の制限を受けた月の直近3か月間に売上高を計上している場合)

・指定事業者と間接的な取引の連鎖の関係にある場合において、申請者の総取引規模に占める当該事業者関連の取引規模の割合が20%以上であるとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が事業活動の制限を受ける直前3か月間における平均売上高等と比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が事業活動の制限を受ける直前3か月間における売上高等に比して10%以上減少することが見込まれること。

①－(ロ)－(3)

※創業者等要件2

(創業後1年1か月を経過しておらず、災害等が発生した月の直近3か月間に売上高がない場合)

・指定事業者と間接的な取引の連鎖の関係にある場合において、申請者の総取引規模に占める当該事業者関連の取引規模の割合が20%以上であるとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が事業活動の制限を受けた直後3か月間における平均売上高等と比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が事業活動の制限を受けた直後3か月間における売上高等に比して10%以上減少することが見込まれること。

①－(ハ)－(1)

・経済産業大臣が指定する地域内において、1年間以上継続して事業を行っているとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。

①－(ハ)－(2)

※創業者等要件1

(創業後1年1か月を経過しておらず、事業活動の制限を受けた月の直近3か月間に売上高を計上している場合)

・経済産業大臣が指定する地域内において、1年間以上継続して事業を行っているとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が事業活動の制限を受ける直前3か月間における平均売上高等と比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が事業活動の制限を受ける直前3か月間における売上高等に比して10%以上減少することが見込まれること。

①－(ハ)－(3)

※創業者等要件2

(創業後1年1か月を経過しておらず、災害等が発生した月の直近3か月間に売上高がない場合)

・経済産業大臣が指定する地域内において、1年間以上継続して事業を行っているとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が事業活動の制限を受けた直後3か月間における平均売上高等と比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が事業活動の制限を受けた直後3か月間における売上高等に比して10%以上減少することが見込まれること。

②

・指定事業者が金融機関である場合にあっては、当該金融機関と金融取引を行っている申請者(金融機関からの総借入金残高のうち、当該金融機関からの借入金残高の占める割合が20%以上である者に限る。)が適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、当該金融機関からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっているもの。

(提出書類)	【共通】 ・申請書(様式第2号) 2部 ①-(イ)-(1)の場合・・・(様式第2-①-(イ)-(1)) ①-(イ)-(2)の場合・・・(様式第2-①-(イ)-(2)) ①-(イ)-(3)の場合・・・(様式第2-①-(イ)-(3)) ①-(ロ)-(1)の場合・・・(様式第2-①-(ロ)-(1)) ①-(ロ)-(2)の場合・・・(様式第2-①-(ロ)-(2)) ①-(ロ)-(3)の場合・・・(様式第2-①-(ロ)-(3)) ①-(ハ)-(1)の場合・・・(様式第2-①-(ハ)-(1)) ①-(ハ)-(2)の場合・・・(様式第2-①-(ハ)-(2)) ①-(ハ)-(3)の場合・・・(様式第2-①-(ハ)-(3)) ②の場合・・・(様式第2-②) ・登記事項証明書の写し(発行から3か月以内のもの) 1部 ※個人の場合は事業所所在地が確認できる資料(許認可証、確定申告書の1枚目等)
	【①(イ)-(1)、(ロ)-(1)に該当する場合】 ・申請時点における取引台帳の写し等 1部 ・当該事業活動の影響を受けた後の最近1か月及び前年同月の売上高等が分かる書類(試算表、売上台帳、法人概況説明書など) 1部 ・当該事業活動の影響を受けた後、今後2か月間に対応する前年同期の売上高等が分かる書類(試算表、売上台帳、法人概況説明書など) 1部
	【①(イ)-(2)、(ロ)-(2)に該当する場合】 ・申請時点における取引台帳の写し等 1部 ・当該事業活動の影響を受けた後の最近1か月及び事業活動の制限を受ける直前3か月間の売上高等が分かる書類(試算表、売上台帳、法人概況説明書など) 1部
	【①(イ)-(3)、(ロ)-(3)に該当する場合】 ・申請時点における取引台帳の写し等 1部 ・当該事業活動の影響を受けた後の最近1か月及び事業活動の制限を受けた直後3か月間の売上高等が分かる書類(試算表、売上台帳、法人概況説明書など) 1部
	【①(ハ)-(1)に該当する場合】 ・当該事業活動の影響を受けた後の最近1か月及び前年同月の売上高等が分かる書類(試算表、売上台帳、法人概況説明書など) 1部 ・当該事業活動の影響を受けた後、今後2か月間に対応する前年同期の売上高等が分かる書類(試算表、売上台帳、法人概況説明書など) 1部
	【①(ハ)-(2)に該当する場合】 ・当該事業活動の影響を受けた後の最近1か月及び事業活動の制限を受ける直前3か月間の売上高等が分かる書類(試算表、売上台帳、法人概況説明書など) 1部
	【①(ハ)-(3)に該当する場合】 ・当該事業活動の影響を受けた後の最近1か月及び事業活動の制限を受けた直後3か月間の売上高等が分かる書類(試算表、売上台帳、法人概況説明書など) 1部
	【②に該当する場合】 ・借入れのある全金融機関に対する全借入債務の残高証明書の写し等 1部

●第3号関係（突発的災害＜事故等＞）

(対象者)	経済産業大臣が指定する地域において経済産業大臣が指定する業種を営んでいる者であって、 次の①、②、③、④、⑤、⑥のうち、いずれかに該当する者 (指定地域・業種リストは中小企業庁のHPを参照)＜随時更新＞ http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_3gou.html
	① 【全て指定業種の場合】＜単一事業者、兼業者要件1＞ ・経済産業大臣の指定を受けた災害等の発生に起因して、当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間（以下「対象月」という）の売上高が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
	② 【指定業種と非指定業種を兼業している場合】＜兼業者要件2＞ ・指定業種と企業全体の売上高が前年同月に比していずれも20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月の指定業種と企業全体の売上高が前年同期に比していずれも20%以上減少することが見込まれること。
	③ 【創業者等で全て指定業種の場合】＜単一事業者、兼業者要件1＞ ※創業者等要件1 (創業後1年1か月を経過しておらず、災害等が発生した月の直近3か月間に売上高を計上している場合) ・対象月の売上高が発災直前3か月間における平均売上高と比して20%以上減少しており、かつ、対象月及び対象月の後の2か月を含む3か月の売上高が発災直前の3か月間の売上高と比して20%以上減少することが見込まれること。
	④ 【創業者等で指定業種と非指定業種を兼業している場合】＜兼業者要件2＞ ※創業者等要件1 (創業後1年1か月を経過しておらず、災害等が発生した月の直近3か月間に売上高を計上している場合) ・対象月の指定業種と企業全体それぞれの売上高が発災直前3か月間における平均売上高と比していずれも20%以上減少しており、かつ、対象月及び対象月の後の2か月を含む3か月間の指定業種と企業全体それぞれの売上高が発災直前の3か月間の売上高と比していずれも20%以上減少することが見込まれること。
	⑤ 【創業者等で全て指定業種の場合】＜単一事業者、兼業者要件1＞ ※創業者等要件2 (創業後1年1か月を経過しておらず、災害等が発生した月の直近3か月間に売上高がない場合) ・対象月の売上高が、発災直後3か月間の月平均売上高と比して20%以上減少しており、かつ、対象月の後の2か月の見込みを含む3か月間の売上高が発災直後3か月間の売上高と比して20%以上減少することが見込まれること。

	⑥ 【創業者等で指定業種と非指定業種を兼業している場合】＜兼業者要件２＞ ※創業者等要件２ （創業後１年１か月を経過しておらず、災害等が発生した月の直近３か月間に売上高がない場合） ・対象月の指定業種と企業全体それぞれの売上高が、発災直後３か月間の月平均売上高と比して２０％以上減少しており、かつ、対象月の後の２か月を含む３か月間の指定業種と企業全体それぞれの売上高が、発災直後３か月間の売上高と比して２０％以上減少することが見込まれること。
(提出書類)	・申請書(様式第３号) ２部 ①の場合・・・(様式第３－①) ②の場合・・・(様式第３－②) ③の場合・・・(様式第３－③) ④の場合・・・(様式第３－④) ⑤の場合・・・(様式第３－⑤) ⑥の場合・・・(様式第３－⑥) ・登記事項証明書の写し（発行から３か月以内のもの） １部 ※個人の場合は事業所所在地及び業種が確認できる資料（許認可証、確定申告書の１枚目等） ・各月の売上高等が分かる書類（試算表、売上台帳、法人概況説明書など） １部

●第4号関係（突発的災害＜自然災害等＞）

(対象者)	経済産業大臣が指定する地域において、事業を営んでいる者であって、次の①、②、③のうち、いずれかに該当する者 (指定地域リストは中小企業庁のHPを参照)＜随時更新＞ http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.html ① ・経済産業大臣が指定する災害等（以下「災害等」という。）が発生した後の最近1か月の売上高が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。 ② ・創業後1年1か月を経過していない者（以下「創業者等」という。）であって、災害等が発生する前に営業していた等により売上高を有していた者については、最近1か月の売上高が災害等が発生する直前の3か月間の月平均売上高に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が災害等が発生する直前の3か月間の売上高に比して20%以上減少することが見込まれること。 ③ ・創業者等であって、災害等が発生する前に営業していなかった等により売上高を有していなかった者については、最近1か月の売上高が災害等が発生した直後の3か月間の月平均売上高に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が災害等が発生した直後の3か月間の売上高に比して20%以上減少することが見込まれること。
(提出書類)	・申請書(様式第4号) 2部 ①の場合・・・(様式第4-①) ②の場合・・・(様式第4-②) ③の場合・・・(様式第4-③) ・登記事項証明書の写し（発行から3か月以内のもの） 1部 ※個人の場合は事業所所在地が確認できる資料（許認可証、確定申告書の1枚目等） ・各月の売上高等が分かる書類（試算表、売上台帳、法人概況説明書など） 1部

●第5号関係（業況の悪化している業種）

（対象者）	経済産業大臣が指定する事業（以下「指定業種」という。）を営んでいる者であって、次の（イ）－①、（イ）－②、（イ）－③、（イ）－④、（ロ）－①、（ロ）－②、（ハ）－①、（ハ）－②のうち、いずれかに該当する者 （指定業種は中小企業庁のHPを参照）＜随時更新＞ http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html
	（イ）－① 【全て指定業種の場合】＜単一事業者、兼業者要件1＞ ・最近3か月間の売上高が前年同期に比して5%以上減少していること。
	（イ）－② 【指定業種と非指定業種を兼業している場合】＜兼業者要件2＞ ・最近3か月における指定業種の売上高が、中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ、中小企業者全体と指定業種それぞれの最近3か月の売上高が前年同期に比して5%以上減少していること。
	（イ）－③ 【創業者等で全て指定業種の場合】＜単一事業者、兼業者要件1＞ ※創業者等要件 （創業後1年3か月を経過しておらず、前年の売上高等を比較できない場合） ・最近1か月の売上高等がその直前3か月の平均売上高に比して5%以上減少していること。
	（イ）－④ 【創業者等で指定業種と非指定業種を兼業している場合】＜兼業者要件2＞ ※創業者等要件 （創業後1年3か月を経過しておらず、前年の売上高等を比較できない場合） ・最近1か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上高がその直前の3か月の月平均売上高に比して5%以上減少していること。
	（ロ）－① 【全て指定業種の場合】＜単一事業者、兼業者要件1＞ ※原油高要件 ・最近1か月の売上原価のうち、指定事業に係る原油、揮発油、軽油、灯油、重油及び石油ガス（液化したものを含む。以下「原油等」という。）の仕入額が20%以上を占めていること。 ・最近1か月の原油等仕入単価が前年同月に比して20%以上上昇していること。 ・最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期に比して上回っていること。

	(ロ)－② 【指定業種と非指定業種を兼業している場合】＜兼業者要件２＞ ※原油高要件 ・最近１か月における指定業種の売上原価が中小企業全体の売上原価の２０％以上を占めていること。 ・中小企業者全体と指定業種それぞれの最近１か月の売上原価のうち原油等の仕入額が２０％以上を占めていること。 ・指定業種の最近１か月の原油等仕入単価が前年同期と比較して２０％以上上昇していること。 ・中小企業者全体と指定業種それぞれの最近３か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期に比して上回っていること。 (ハ)－① 【全て指定業種の場合】＜単一事業者、兼業者要件１＞ ※利益率要件 ・為替相場の変動や人手不足等、個社ではどうにもできない外的要因による原材料費や人件費等の増加により、最近３か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して２０％以上減少していること。 (ハ)－② 【指定業種と非指定業種を兼業している場合】＜兼業者要件２＞ ※利益率要件 ・最近３か月における指定業種の売上高が中小企業者全体の売上高の５％以上を占めており、かつ、中小企業者全体と指定業種それぞれの３か月の月平均売上高営業利益率が、個社ではどうにもできない外的要因により前年同期に比して２０％以上減少していること。
(提出書類)	(イ) 【共通】 ・申請書 ２部 (イ)－①の場合・・・(様式第５－イ①) (イ)－②の場合・・・(様式第５－イ②) (イ)－③の場合・・・(様式第５－イ③) (イ)－④の場合・・・(様式第５－イ④) ・登記事項証明書の写し（発行から３か月以内のもの） １部 ※個人の場合は事業所所在地が確認できる資料（許認可証、確定申告書の１枚目等） ・申請書に記載した業種に属する事業を営んでいることが確認できる書類等（取り扱っている製品・サービス等を確認できる書類、許認可証など） １部 ※登記事項証明書や確定申告書等で確認できる場合は省略可能 ・最近３か月及び前年同期３か月分の月別の売上高が疎明できる資料（試算表、売上台帳、法人概況説明書など） １部 【(イ)②（兼業者要件２）の場合】 ・申請書の表に記載する全ての業種における売上高等が疎明できる資料 １部 【(イ)③（創業者等要件）の場合】 ・最近１か月及びその直前３か月分の平均売上高が疎明できる資料（試算表、売上台帳、法人概況説明書など） １部

	【(イ)④（兼業者要件２、創業者等要件）の場合】 ・申請書の表に記載する全ての業種における売上高等が疎明できる資料 １部 ・最近１か月及びその直前３か月分の平均売上高が疎明できる資料（試算表、売上台帳、法人概況説明書など） １部 (ロ) 【共通】 ・申請書 ２部 (ロ)－①の場合・・・(様式第５－ロ①) (ロ)－②の場合・・・(様式第５－ロ②) ・登記事項証明書の写し（発行から３か月以内のもの） １部 ※個人の場合は事業所所在地が確認できる資料（許認可証、確定申告書の１枚目等） ・申請書に記載した業種に属する事業を営んでいることが確認できる書類等（取り扱っている製品・サービス等を確認できる書類、許認可証など） １部 ※登記事項証明書や確定申告書等で確認できる場合は省略可能 ・最近１か月間及び前年同期の原油等の平均仕入れ単価が疎明できる資料（領収書、納品書の写し等） １部 ・最近３か月及び前年同期３か月の原油等の月別仕入額及び月別の売上高が疎明できる資料（領収書、納品書、月別試算表の写し等） １部 【(ロ)－②（兼業者要件２）の場合】 ・申請書の表に記載する全ての指定業種における数値等が疎明できる資料 １部 (ハ) 【共通】 ・申請書 ２部 (ハ)－①の場合・・・(様式第５－ハ①) (ハ)－②の場合・・・(様式第５－ハ②) ・登記事項証明書の写し（発行から３か月以内のもの） １部 ※個人の場合は事業所所在地が確認できる資料（許認可証、確定申告書の１枚目等） ・申請書に記載した業種に属する事業を営んでいることが確認できる書類等（取り扱っている製品・サービス等を確認できる書類、許認可証など） １部 ※登記事項証明書や確定申告書等で確認できる場合は省略可能 ・最近３か月及び前年同期３か月分の月平均売上高営業利益率が疎明できる資料(試算表) １部 【(ハ)－②（兼業者要件２）の場合】 ・申請書の表に記載する全ての指定業種における数値等が疎明できる資料 １部
(その他 注意事項)	・最近３か月とは、例えば申請月が１２月ならば、「９，１０，１１月」の比較となります。 ・１１月の数値が未集計の場合などは「８，９，１０月」の数値で比較してください。ただし、より直近の月の売上高等が未集計の場合に限り、遡ることができるのは、最大で３か月程度までです。

●第6号関係（取引金融機関の破綻）

(対象者)	破綻金融機関等と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっているもの (破綻金融機関リストはこちらのHPを参照)＜随時更新＞ http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_6gou.html
(提出書類)	・申請書(様式第6) 2部 ・登記事項証明書の写し 1部 ※個人の場合は事業所所在地が確認できる資料（許認可証、確定申告書の1枚目等） ・破綻金融機関との取引を証明する直近の残高証明書等 1部 ・返済予定表等の借入日、完済予定日、当初借入額が確認できる書類 1部

●第7号関係（金融機関の経営合理化に伴う借入減少）

(対象者)	次の①、②、③のすべてに該当する者 ① ・経済産業大臣の指定を受けた金融取引の調整を行っている金融機関（以下「指定金融機関」という。）と金融取引を行っており、指定金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が10%以上であること。 （指定金融機関リストは下記の中小企業庁HPを参照）＜随時更新＞ http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_7gou.html ② ・指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期に比して10%以上減少していること。 ③ ・全金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。
(提出書類)	・申請書(様式第7) 2部 ・登記事項証明書の写し（発行から3か月以内のもの） 1部 ※個人の場合は事業所所在地が確認できる資料（許認可証、確定申告書の1枚目等） ・直近及び前年同期における借入れのある全金融機関に対する全借入債務の残高証明書の写し等 1部 ・法人の場合は、直近の決算書（金融機関別の全借入債務がわかる「借入金及び支払利子内訳書」を必ず添付すること。） 1部 ・個人の場合は、前年の確定申告書（写） 1部 ・金融機関が中小企業者の代理で申請手続きを行う場合は、委任状（委任状は様式第7号の次項にある書式例を参考に必ず申請者が作成すること。） 1部
(その他 注意事項)	・直近とは申請時点から1か月以内をいいます。 （例）令和6年11月中に申請を行う場合、原則として下記の日付の融資残高証明書が必要となります。 [直近] 令和6年10月31日 [前年] 令和5年10月31日 ※上記の場合の融資残高証明書は、令和6年11月中の1か月間（令和6年11月30日）までの申請に使用できます。 ・当該認定に係る借入債務は、金融機関^(注1)からの借入れのみが対象となります（破綻金融機関^(注2)からの借入額も対象）。しかし、役員借入れや組合からの転貸資金は除きます。 ＜対象となるもの＞ 当座貸越、手形貸付、証書貸付、代理貸付(政府系金融機関からの代理貸し)等 ＜対象とならないもの＞ 手形割引（商業手形）、電子記録債権割引、支払承諾（支払保証）、個人事業所等の住宅ローン、私募債 等 （注1）中小企業信用保険法第3条第1項に規定する金融機関 銀行・株式会社商工組合中央金庫・株式会社日本政策投資銀行・ 信用金庫及び信用金庫連合会・労働金庫及び労働金庫連合会・ 信用協同組合及び信用協同組合連合会・農業協同組合及び農業協同組合連合会・ 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会・農林中央金庫・保険会社・信託会社・ 株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行・沖縄振興開発金融公庫

	(注2) 破綻金融機関からの借入れがある場合には、中小企業信用保険法第2条第5項第6号の認定申請を行ってください。 ・借入金残高は元金のみが対象になります。(利息は含まれません。) ・指定金融機関からの借入金残高は、複数の指定金融機関から借入れがある場合には、その合計額を使用してもかまいません。例えば、指定金融機関Aからの借入依存度が7%、指定金融機関Bが6%の場合、AとBを合算し13%とします。 ・金融機関が代理申請を行う場合、借入金残高等の確認が出来ないと認められた時には事業者本人へヒアリングさせていただく場合があります。
--	---

●第 8 号関係(整理回収機構に対する貸付債権の譲渡)

(対象者)	次の①、②、③、④のすべてに該当する者
	① ・(株)整理回収機構又は(株)産業再生機構に、貸付債権が譲渡された者であること。
	② ・金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。
	③ ・事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた具体策、債務の返済計画等を規定した事業計画を作成し、その実行に努めていること。
	④ ・(株)整理回収機構に対する債務の返済条件の変更を受けていること、又は(株)産業再生機構法第 22 条第 3 項に規定する支援決定を受けていること。
(提出書類)	・申請書(様式第 8) 2 部 ・登記事項証明書の写し(発行から 3 か月以内のもの) 1 部 ※個人の場合は事業所所在地が確認できる資料(許認可証、確定申告書の 1 枚目等) ・当該貸付債権の譲渡をした金融機関から受け取った債権譲渡通知書等の写し 1 部 ・直近及び前年同期における全金融機関(当該貸付債権の譲渡をした金融機関を含む。)からの総借入金残高が確認可能な残高証明書、財務諸表、借入証書等の写し 1 部 ・事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた具体策、債務の返済計画等を規定した事業計画書(様式自由)の写し 1 部 ・当該貸付債権の譲渡をした金融機関による譲渡時の借入に係る約定書及び当該借入に係る返済条件の変更がなされた(株)整理回収機構との約定書の写し又は(株)産業再生機構からの支援決定通知書の写し 1 部